



ご紹介・報告

「鳥取県居住支援協議会会員の紹介」

鳥取保護観察所 処遇部門

鳥取保護観察所では、保護観察対象者に対する指導及び支援、矯正施設収容中の者の出所後の帰住予定先の生活環境調整、更生緊急保護対象者（身柄拘束され釈放後、保護観察所に支援の申出をした者）に対する支援などを行っています。また、保護観察や更生緊急保護の期間が経過した後も、元対象者本人やその方を支援いただいている家族や地域の方、関係機関・団体からの御相談や御依頼に対応しています。地域の関係機関・団体等の皆様の御理解をいただきながら協力して支援に取り組んで参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

支援対象者

- 1 保護観察対象者 2 更生緊急保護対象者
- 3 保護観察や更生緊急保護の期間が経過後の元対象者 本人及び支援者等

支援内容

- ・保護観察及び更生緊急保護対象者への生活相談、支援等
- ・矯正施設収容中の者の出所後の帰住予定先の生活環境の調整等
- ・元対象者の支援者、支援関係機関等への相談対応

支援対象地域

鳥取県内全域

住所・連絡先

680-0842 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎1階
TEL 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498

中部障がい者地域生活支援センター

中部障がい者地域生活支援センターは鳥取県中部圏域1市4町からの委託事業として、基幹相談支援センター、障がいのある方やそのご家族等からの相談支援を行っています。

相談内容としては、福祉サービスや制度にかかわること、医療に関する事、就労に関する事など様々な内容がありますが、住まいに関する相談も寄せられます。

そのような相談について、鳥取県居住支援協議会やあんしん賃貸支援事業など関係機関と連携し、できるかぎり障がいのある方が希望に沿った住居が見つけられるよう、また安心して暮らすことができるよう支援を行っています。

支援対象者

障がいのある方やそのご家族等

支援内容

- ・福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介 等

支援対象地域

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、
北栄町、琴浦町



住所・連絡先

682-0023 鳥取県倉吉市山根 43
TEL 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300

「セミナー「障がいのある方への居住支援」を開催しました」

令和7年2月に障がいのある方の居住支援について考えるセミナーを開催したところ、多くの方に御参会いただきました。(セミナー資料を協議会ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。)

障害者差別解消法の改正概要等について

鳥取県福祉保健部ささえい福祉局障がい福祉課

課長補佐 米澤講師より

- ・「障がい」には個人の障がいとして捉えるもの(医学モデル)と、社会的バリアを障がいと捉えるもの(社会モデル)と2つの側面がある。
- ・社会モデルについては社会が変わることによって障がいが解消できる。障害者差別解消法は社会モデルの考え方を反映。
- ・改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となった。
- ・合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある方と事業者等との間の建設的対話を通じ、相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要。

障がい者支援団体の取り組み内容

相談支援センターサマーハウスの浦島講師より

- ・東部1市4町で、様々な障がいのある方の支援を行っている。
- ・グループホームでの共同生活から一人暮らしに移るにあたりアパート支援が必要になるが、課題について一緒に考えていきたい。

中部障がい者地域生活支援センターの河本講師より

- ・中部1市4町のからの委託で障がいのある方の一般相談事業や、地域移行・地域定着などの福祉サービスを行っている。
- ・ご本人中心で考え、病院、訪問看護、就労継続支援事業所、あんしん賃貸相談員、相談支援専門員がチームでアプローチし、住まい探し等を行っている。

障がい福祉サービス事業所エポック翼の三宅講師より

- ・地域移行の推進のため、西部圏域の精神科病院での面会や外出支援、福祉サービス等への繋ぎを行っている。
- ・医学的には退院可能であるにも関わらず、偏見や差別等の社会的な要因により長期入院を余儀なくされている問題もある。

鳥取県 居住支援協議会だより

発行 鳥取県居住支援協議会

住所 〒680-0036 鳥取市川端二丁目125(公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会内)

電話 (0857) 23-3569 フax(0857) 27-1854

ホームページURL <https://tottori-kyoju.com/>



鳥取県

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

鳥取県 居住支援協議会だより

12

第12号

令和7年(2025年)2月発行

鳥取県居住支援協議会について

鳥取県居住支援協議会は、県内の不動産関係団体、居住支援・福祉関係団体や県・市等により構成された組織です。高齢者や障がいのある方、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅等への円滑な入居に必要な取組や、環境整備を図るために活動しています。



特集

- ・クロネコ見守りサービスについて
- ・単身入居者死亡時対応ガイドブックについて

ご紹介・報告

・鳥取県居住支援

協議会会員の紹介

・居住支援

セミナーを開催

～セーフティネット住宅の登録をお願いします～

住宅確保要配慮者(以下、要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)への登録にご協力ください。

区分	概要	登録のメリット
登録住宅	要配慮者の入居を拒まない住宅	登録した住宅の情報が専用のWebサイト(全国共通のセーフティネット住宅情報提供システム)に掲載され、賃貸住宅をお探しの方に広く周知される
専用住宅	要配慮者の専用住宅	PR効果に係る登録住宅のメリットに加え、改修費に係る補助、家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化の市町村からの補助を受けられる

※専用住宅に対する補助は、当該住宅の存する市町村が補助制度を設けている場合に限って活用できます。

(令和7年1月末時点で制度を設けている市町: 鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・南部町)

令和7年1月末時点で、県内では約7,059戸の住宅がセーフティネット住宅として登録されていますが、「専用住宅」として登録されている住宅はそのわずか1.6%ほどの112戸です。

専用住宅に入居される要配慮者の方が要件を満たし、家賃等の補助を受けることができれば、経済的負担の軽減につながることが期待できます。要配慮者の円滑な入居を促進するために、「専用住宅」としての登録のご検討、ご協力をお願いします。

※登録に関する詳細は、県住宅政策課のホームページをご確認ください。(鳥取市内の住宅については、同市が窓口となります。)

※家賃等の補助は、市町村が国・県と協力して実施しています。詳細については、各市町村の担当窓口へお問い合わせください。



セーフティネット住宅の確認、登録はこちらからセーフティネット住宅情報提供システム登録に必要な事項を入力し、添付書類を添付しシステムにより登録申請してください。



システムにより申請を行うことができない場合は、登録窓口がシステム入力を代行しています。

エントリーシートを以下窓口へ持参又は郵送してください。

鳥取市外: 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

鳥取市内: 鳥取市都市整備部建築住宅課





卷頭特集

鳥取県あんしん賃貸支援事業について



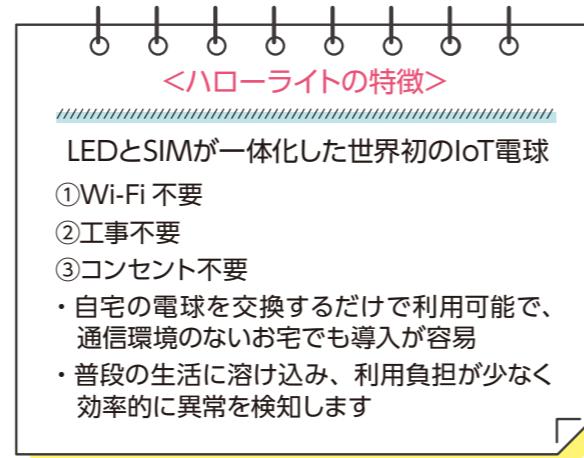
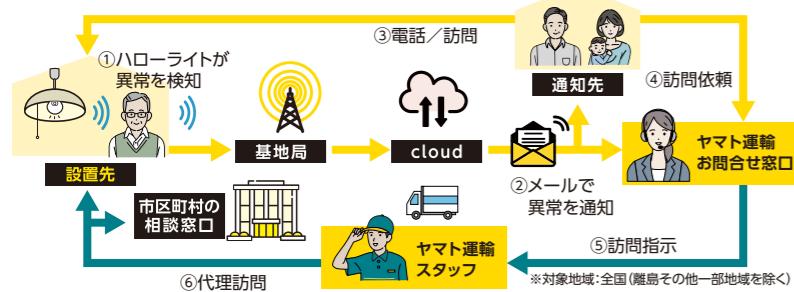
■ クロネコ見守りサービスのモデル事業を実施しました

鳥取県居住支援協議会では、令和4年度から高齢・単身世帯の見守り体制の充実について協議検討しており、その一環として令和5年度に照明器具の点灯を検知して入居者の見守りを行う民間サービス（クロネコ見守りサービス）を活用したモデル事業を実施しました。（限定10件モニターを募集して実施、5件の応募有り）



クロネコ見守りサービス（ハローライト訪問プラン）の概要

- SIM内蔵で単独でインターネット通信が可能な「ハローライト電球」を使用したヤマト運輸株式会社による見守りサービスです
- トイレなどの電球をハローライトに取り替えるだけで、24h点灯したまま／消灯したままなどの場合に指定先の電子メールに連絡とともに、訪問代行を依頼すれば、最寄りのヤマト運輸営業所スタッフが設置先を代理訪問します



● <アンケート結果>（回答数：利用者5名、管理会社4社） ●

入居者の回答（一例）

- 元気に過ごしているという事を通知先に伝えることができるため満足している
- 照明器具を使った見守りの仕組みは良いと感じた
- サービス事業者に電球の取付等、全ての作業をしていただいたので手軽に始められた
- 特別な設備を置くわけではなく、何も邪魔にならないため、そう負担は感じなかった

■ 単身入居者死亡時対応ガイドブックを作成しました

万が一の事故に対し、事前に相続人調査の手立てや対応の流れを確認し備えておくことで、家主・管理会社の不安を解消し、円滑に賃貸住宅へ入居できる環境につながるようガイドブックを作成しました。

POINT 単身入居者の死亡に対する事前の備え

死後事務委任契約・家賃債務保証事業等の活用

長年入居されている方や単身世帯の既存入居者の家族等の情報を確認しておく

新規入居時、契約更新時に「死後事務委任契約」を検討する

死亡時の保証、保険等の状況を確認しない場合は保険加入等を検討する

POINT 相談可能な無料相談窓口も掲載しています

無料相談窓口

- どのような流れで対応を進めればいい？
- 相続人調査はどのように進めればよい？
- どんな手続きが必要？
- 賃貸借契約、残置物の取扱は？

POINT 入居者の孤独死が疑われる場合の対応フローチャート

異変の把握

家賃の滞納／郵便受けが溢れている／夜中も照明がつきっぱなし／異臭・虫の発生など



- 本人と連絡が取れない場合
- 緊急連絡先等に連絡し安否を確認
- 居室内での死亡が疑われる場合
- 警察立ち会いのもと居室内を確認
- 死亡が確認された場合
- 警察による検視等の終了
- 相続人が判明していない場合
- 相続人が判明している場合
- 相続人調査
- 戸主の賃貸借契約の取扱について相続人と協議
- 相続人とともに居室内を確認し、家財・残置物の取扱を協議
- 相続人に未払家賃・原状回復費等の負担を依頼
- 動産類の撤去・明渡し

単身入居者の死亡時対応ガイド



ガイドブックの全文版は
こちらから→



「借りたいけど借りられない…」

高齢者、障がい者、低所得世帯等の方のそんな声に対し、民間賃貸住宅等への入居をサポートする事業が「あんしん賃貸支援事業」です。

賃貸住宅への入居を希望される対象者の皆さんの相談を専任のあんしん賃貸相談員が受け付けているほか、あんしん賃貸支援事業に協力する不動産店、賃貸住宅を登録し公開しています。ぜひお気軽にお問い合わせください。

○あんしん賃貸相談員が住宅相談に対応します

宅地建物取引士の資格を有する2名の相談員が、住宅探しや不動産店とのつなぎなどの入居支援を行っています。
連帯保証人の確保が困難である方への鳥取県家賃債務保証事業のご案内も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

対象者 高齢者や障がいのある方、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方で、家賃を適正に支払い、必要な支援等を受けながら自立した生活を送ることが可能な方。

年間200近いご相談があり、半数以上の方が入居に繋がっています

あんしん賃貸相談員の連絡先

担当地域	事務所の所在地	連絡先	対応時間
東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)	鳥取市川端二丁目125 (鳥取県不動産会館1階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会	090-7135-3686 (電子メール) anshin-e@tottori-takken.or.jp	曜日 祝日を除く、月曜日から金曜日まで
中部 (倉吉市、東伯郡)	倉吉市東巖城町120-2 (プライムスクエアビル3階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部		時間 午前9時から午後4時30分まで
西部 (米子市、境港市、西伯郡、日野郡)	米子市目久美町34-17 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	080-1949-3920 (電子メール) anshin-w@tottori-takken.or.jp	



益々充実 鳥取県内の居住支援法人



〈居住支援法人とは？〉

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

要配慮者の登録住宅への入居支援や見守りなど、地域における居住支援の中核的な役割を担う法人として活躍しています。

◆◆◆◆◆ 令和5年度以降に新たに加わった3法人のご紹介 ◆◆◆◆◆

県内の指定法人

合同会社ふれあい (R6.3.11 指定)

お一人おひとりのニーズに寄り添ったきめ細やかなサービスを提供いたします。
地域とともに歩むパートナーとして全力でサポートいたします。
どんな小さなことでもお気軽にご相談ください。

有限会社ファーストコンタクト (R6.3.14 指定)

住宅確保要配慮者の方への円滑な住まいの確保、安心して生活が出来る環境作りを目指してまいります。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

株式会社エステートセンター (R6.4.12 指定)

鳥取市にてアパマンショップを4店舗運営している不動産管理会社ですのでお部屋の紹介から入居中の対応などもさせていただいております。

全7法人

1労働者協同組合
ワーカーズコープ

2社会福祉法人こうほうえん

3社会福祉法人尚仁福祉会

4居住支援法人スマイル

5合同会社ふれあい

6有限会社ファーストコンタクト

7株式会社エステートセンター



詳細はこちら